

スズケングループ人権方針

スズケングループは、グループ経営理念である「すべての人々の笑顔あふれる豊かな生活に貢献し続ける」というミッションに基づき、5つの行動基準（Sincerity：誠意、Morality：倫理観、Identity：独自性、Learning：お得意さまに学ぶ、Evolution：進化し続ける）を定め、事業活動を行っています。

スズケングループは、事業活動における人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、人権尊重に取り組む方針として「スズケングループ人権方針」を策定します。

1. 国際規範の支持・尊重

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、また「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」「OECD多国籍企業行動指針」を尊重します。事業活動における人権への負の影響に適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

2. 適用範囲

本方針を全従業員に適用し、ビジネスパートナーやその他関係者に対しても、本方針が尊重されるように働きかけ、協働して人権尊重に取り組みます。

3. 人権に関するガバナンス・管理体制

当社グループにおける人権尊重の取り組みは、サステナビリティ委員会で審議し、委員会を通じ取締役会に報告・提言し、方針の遵守および取り組みを監督します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

事業活動における人権への負の影響を特定し、防止・軽減・対処方法を説明するために人権デュー・ディリジェンスを行います。

5. 具体的な人権課題へのコミットメント

事業活動におけるあらゆる機会において、人権に関する国際的な規範・原則に則り、以下の権利と尊厳を尊重します。

差別の禁止

性別・年齢・人種・国籍・信条・宗教・思想・社会的身分・心身の障がい・性的指向・性自認などによるあらゆる差別を禁止します。

非人道的な扱いの禁止（虐待・ハラスメントなどの禁止）

身体的・精神的な虐待、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いを禁止します。

適切な労働時間の管理、賃金の確保

法令に従い、労働時間・休日・休暇を適切に管理するとともに、法定最低賃金を遵守します。

安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

法令に従い、安全で働きやすい職場環境を整え、労働災害を防止し、職場の活性化を図ります。

結社の自由・団体交渉権の尊重

法令に従い、結社の自由および団体交渉権を尊重します。

強制労働・児童労働の禁止

自由意志によらない強制労働や、法令で定める就業年齢に達しない児童の労働を、決して認めることなく、行わせません。

プライバシーの尊重・個人情報の保護

個人のプライバシーを尊重し、関連法規を遵守し、適切に対応し、個人情報の保護に努めます。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

多様な価値観を尊重し、公平に活躍できる環境づくりを目指します。

責任あるサプライチェーン

公平・公正な取引、腐敗防止、法令遵守、人権などに配慮し、サプライチェーンにおける負の影響を予防・軽減する協力関係の構築に努めます。

6. 是正・救済

国際基準に沿った、社内外のステークホルダーからの相談を受け付ける体制を整備します。事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合には、適切な救済措置を講じるよう努めます。

7. 対話・協議（ステークホルダーとの対話）

事業活動が及ぼす影響を把握し、適正に対処するため、さまざまなステークホルダーと対話・協議を行い、信頼関係の構築に努めます。

8. 教育と浸透

全従業員が本方針を理解し、人権尊重に基づいた行動が実践されるよう、継続的に教育・啓発を実施します。

9. 方針の公開・情報開示

人権に関する取り組みやその進捗に関する情報はウェブサイトや各種報告書などを通じて定期的に報告を行います。

2025年10月1日

株式会社スズケン

代表取締役社長 浅野 茂